

特定資産取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人リーガル・エイド岡山(以下「この法人」という。)の特定資産の取扱いに関する事項を定めることを目的とする。

(特定資産の要件)

第2条 特定資産は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 特定の目的及び使途のために積立て又は取崩しを行うものであること
- (2) 他の資金と明確に区分して管理されていること

(積立の方法)

第3条 特定資産は、理事会の承認を得て積み立てるものとする。

(目的取崩しの方法)

第4条 理事長は、特定資産について特定の目的のために取り崩すことができる。

- 2 理事長は、前項の取崩しを行った場合、理事会に報告することを要する。

(目的外取崩しの方法)

第5条 理事長は、理事会の承認を得て目的外取崩しを行うことができる。

(運用方法)

第6条 特定資産は、安全かつ適正に運用する。

(公益財団法人移行時の特定資産)

第7条 公益財団法人移行時の特定資産の名称とその目的は次のとおりである。

- (1)名称：ひまわり・竹重基金

目的：法律上の援護が必要であるにもかかわらず社会的又は経済的理由により援護を受けられない人の援助及び救済事業

附則 この規則は、平成26年3月24日から施行する。